

転入の手続について

手続き先	手続き内容
転出元の役所等	転出手続き担当窓口へ転出の手続きをする。
転出元の教育委員会	教育委員会でのお手続きは市町村によって異なるため、詳細については各市町村教育委員会へお問合せください。
岩沼市役所	市民課で転入の手続きをする。
岩沼市教育委員会	市民課から届出書の写しをもらい、教育委員会に持参し入学通知書を受け取る。
学 校	転入時期によっては、学校へ直接ご連絡を入れていただきます。 ※詳細は教育委員会へお手続きにお越しいただいた際にお伝えします。

※転入が決まった場合には、必ず教育委員会にご連絡願います。

※岩沼市立小学校の入学通知書は、**令和4年1月12日（水）（予定）**に教育委員会から保護者に送付します。

お問合せ先：岩沼市教育委員会学校教育課 電話 0223-22-1111（内線 565）